

【別添 6】

○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正 新旧対照表
 (平成十五年文部科学省告示第三十九号)

専門職学位 (法務博士 (専門職) 及び教職修 士(専門職) を除く。)	(略)	別表第一	改 正 後	
			学位の種類 学士(専門 職) 及び博士	学位の種類 学士、修士 (略)
文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	(略)	別表第一	改 正 後	改 正 後
専門職学位 (法務博士 (専門職) 及び教職修 士(専門職) を除く。)	(略)	(新設)	学士、修士 (略)	学位の種類 学士(専門 職) 及び博士

備考 (略)	(専門職) 短期大学士	短期大学士	職) のうち教職 修士(専門 職)	専門職学位 のうち法務 博士(専門 職)
				(略)
	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係(看護学関係)、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)、保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)	(新設)	短期大学士	職) のうち教職 修士(専門 職)	専門職学位 のうち法務 博士(専門 職)
				(新設)
		(略)	(略)	(略)